「こども未来戦略方針」

~ 次元の異なる少子化対策の実現のための 「こども未来戦略」の策定に向けて ~

令和5年6月13日

目 次

<u>I. こども・子育て政策の基本的考え方</u>	1
Ⅱ. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念	4
1. こども・子育て政策の課題	4
(1)若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない	4
(2)子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある	5
(3)子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する	6
2. 3つの基本理念	7
(1)若い世代の所得を増やす	8
(2)社会全体の構造・意識を変える	9
(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する	10
皿.「加速化プラン」~今後3年間の集中的な取組~	12
<u> </u>	13
1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組.	13
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	16
3. 共働き・共育ての推進	19
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	23
Ⅲ-2.「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保	24
Ⅲ-3.こども・子育て予算倍増に向けた大枠	26
IV. こども・子育て政策が目指す将来像と PDCA の推進	27
1. こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない	27
2. 身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる	27
3. どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる	28
4. こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる	28
おわりに	29

Ⅲ.「加速化プラン」~今後3年間の集中的な取組~

(これから6~7年がラストチャンス)

- 〇 我が国の出生数を 1990 年以降で見ると、2000 年代に入って急速に減少しており、1990 年から 2000 年までの 10 年間の出生数は約3%の減少であるのに対し、2000 年から 2010 年は約10%の減少、2010 年から 2020 年は約20%の減少となっている。さらに、コロナ 禍の3年間(2020~2022年)で婚姻件数は約9万組減少、未婚者の結婚希望や希望こども数も大幅に低下・減少している。
- このままでは、2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めの利かない状況になる。2030年代に入るまでのこれからの6~7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。
- 〇 このため、以下の各項目に掲げる具体的政策について、「加速化プラン」として、今後 3年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施する。

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の拡充 ~全てのこどもの育ちを支える制度へ~

〇 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援と しての位置付けを明確化する。このため、<u>所得制限を撤廃</u>し、全員を本則給付 3 とするとともに、支給期間について高校生年代 4 まで延長する 5 。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024 年度中に実施できるよう検討する。

(2) 出産等の経済的負担の軽減

~妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用~

- 〇 これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された 「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。
- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42 万円→50 万円)及び低所得の 妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するとともに、出産費用の見 える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。その上でこれらの効果等 の検証を行い、2026 年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、 出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩につい て、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整 備に向けた支援の在り方を検討する。

³ 現在は、主たる生計者の年収 960 万円以上、年収 1,200 万円未満の場合、月額 5,000 円の支給となり、年収 1,200 万円以上の場合、支給対象外となっている(※)。これらを改め、主たる生計者の年収 960 万円以上の場合についても、第1子・第2子について、0歳から3歳未満については月額 15,000 円とし、3歳から高校生については月額 10,000 円とする。また、第3子以降について、0歳から高校生まで全て月額3万円とする。

^(※)こども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

^{4 18} 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

⁵ その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する。

(3) 医療費等の負担軽減 ~地方自治体の取組への支援~

O おおむね全ての地方自治体において実施されている<u>こども医療費助成</u>について、国 民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用など を含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、医学界など専門家の 意見も踏まえつつ、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要 な措置を講ずる。

(4) 高等教育費の負担軽減

~奨学金制度の充実と「授業料後払い制度(いわゆる日本版 HECS)」の創設~

- 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。
- 〇 まず、<u>貸与型奨学金</u>について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。
- 〇 <u>授業料等減免及び給付型奨学金</u>について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024 年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充(対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等)を検討し、必要な措置を講ずる。
- <u>授業料後払い制度</u>について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入 ⁶した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、 Ⅲ-2. で後述する HECS 債 (仮称) による資金調達手法を導入する。
- 地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促す方策として、地方創生 を推進するデジタル田園都市国家構想交付金において実施している移住支援につい て、大学卒業後に地方に移住する学生を対象とすることなどにより支援を強化する。

⁶ 所得に応じた納付が始まる年収基準は300万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

(5) 個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援

- 〇 企業経由が中心となっている国の在職者への学び直し支援策について、働く個人が 主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経 由での給付が可能となるようにしていく。
- 〇 その際、教育訓練給付について、訓練効果をより高める観点から、補助率等を含めた拡充を検討するとともに、個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、<u>訓練期間中の生活を支え</u>るための新たな給付や融資制度の創設などについて検討する。

(6) いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」への対応

- 〇 いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、<u>短時間</u> 労働者への被用者保険の適用拡大、<u>最低賃金の引上げ</u>に引き続き取り組む。
- こうした取組と併せて、人手不足への対応が急務となる中で、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応として、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取り収入が逆転しないよう、労働時間の延長や賃上げに取り組む企業に対し、複数年(最大3年)で計画的に取り組むケースを含め、必要な費用を補助するなどの支援強化パッケージを本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

(7)子育て世帯に対する住宅支援の強化 ~子育てにやさしい住まいの拡充~

- こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。 その中で、理想のこども数を持てない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭い から」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改 善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を 強化する。
- 〇 具体的には、まず、立地や間取りなどの面で子育て環境に優れた公営住宅等の公的 賃貸住宅を対象に、全ての事業主体で<u>子育て世帯等が優先的に入居できる仕組み</u>の導 入を働きかける。これにより、今後 10 年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約 20 万戸を確保する。
- さらに、ひとり親世帯など支援が必要な世帯を含め、子育て世帯が住宅に入居しや すい環境を整備する観点から、空き家の活用を促す区域を設定し、空き家の所有者へ

活用を働きかけ、空き家の改修・サブリースを促進するとともに、戸建てを含めた空き家の子育て世帯向けのセーフティネット住宅への登録を促進することなどにより、既存の民間住宅ストックの活用を進める。これらにより、今後 10 年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約 10 万戸を確保する。

- O あわせて、子育て世帯等が良質な住宅を取得する際の金利負担を軽減するため、住宅金融支援機構が提供する長期固定金利の住宅ローン (フラット 35) の金利優遇について、ポイント制⁷を活用し、住宅の広さを必要とする多子世帯に特に配慮しつつ、2024 年度までのできるだけ早い時期に支援を大幅に充実させる。
- これらの取組に加えて、こどもの声や音などの面で近隣住民に気兼ねせず入居できる住まいの環境づくりとして、集合住宅の入居者等への子育て世帯に対する理解醸成を図る。また、子育て世帯向け住宅の周知の強化や、子育て世帯に対して入居や生活に関する相談等の対応を行う居住支援法人に重点的な支援を講じることにより、住まいに関する支援を必要としながらも支援が行き届いていない子育て世帯への取組を強化する。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ~伴走型支援と産前・産後ケアの拡充~

- 妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児(うち5割は0か月児)であることなどを踏まえると、妊娠期からの切れ目ない支援と産前・産後ケアの拡充は急務となっている。
- 〇 このため、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「<u>伴走型相談支援</u>」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。その際、手続等のデジタル化も 念頭に置きつつ制度設計を行う。
- 〇 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して 子育てができる支援体制の確保を図る<u>産後ケア事業</u>については、利用者負担の軽減措 置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全 ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子

⁷ フラット 35 固有の制度として、住宅性能や地方自治体の施策との連携などの項目に応じたポイントが定められている。

育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。

〇 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア[®]を含む<u>成育医療等の提供に関する研究、相談支援等</u>を進める。また、2022 年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ~75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善~

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- 〇 このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 〇 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の <u>職員配置基準</u>について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対 1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた<u>保育士等の更なる処遇改善</u>を検 討する。

(3)全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充~「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設~

〇 0~2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

⁸ 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

(4)新・放課後子ども総合プランの着実な実施~「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充~

- 〇 保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として 1.5 万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。
- 〇 このため、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン(2019年度~2023年度)による受け皿の拡大(約122万人から約152万人への拡大)を着実に進めるとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る。

(5) 多様な支援ニーズへの対応

~社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援~

- 〇 経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰ー人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められる。
- 〇 2022 年に成立した児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部改正では、児童虐待の相談対応件数が増加を続けるなど、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担うこども家庭センターの設置や地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの位置付けの明確化などが行われた。
- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。
- 〇 こうした多様なニーズを有する子育て世帯への支援については、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置き、以下の対応を中心に進める。今後、本年中に「<u>こども大綱</u>」が策定される過程において、更にきめ細かい対応について議論していく。

(社会的養護・ヤングケアラー等支援)

○ 子育でに困難を抱える世帯やヤングケアラー等への支援を強化する。児童福祉法等の一部改正により 2024 年度から実施される「こども家庭センター」の人員体制の強化等を図る。また、新たに法律に位置付けられる子育で世帯訪問支援事業について、支援の必要性の高い家庭に対する支援を拡充する。さらに、社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向け、学習環境整備等の支援強化を図る。

(障害児支援、医療的ケア児支援等)

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、 地域における<u>障害児の支援体制の強化</u>や<u>保育所等におけるインクルージョン</u>を推進 する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センタ ーについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への 支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。ま た、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため 地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国 や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を 促進する。

(ひとり親家庭の自立促進)

〇 <u>ひとり親家庭の自立を促進する環境整備</u>を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。あわせて、看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度(<u>高等職業訓練促進給付金制度</u>)について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進についても強化を図る。

3. 共働き・共育ての推進

(1) 男性育休の取得促進 ~ 「男性育休は当たり前」になる社会へ~

- 国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを 定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進である。「男性育休は当たり前」に なる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の 両面からの対応を抜本的に強化する。
- なお、こうした対応を図るに当たっては、各種施策によって、かえって女性側に家事・育児負担が偏ってしまうということのないように十分に留意しなければならない。

制度面の対応

〇 まず、制度面では、<u>男性の育児休業取得率</u>について、現行の政府目標(2025 年までに30%)を大幅に引き上げる。具体的には、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)について育児休業の内容にも留意しつつ、先行的に目標の前倒しを進め、公務員、民間の双方について、以下のように男性の育児休業取得率の目標を引き上げる。

(男性の育児休業取得率の目標)

2025 年 公務員 85% (1週間以上の取得率)、民間 50%

2030年 公務員 85% (2週間以上の取得率)、民間 85%

(参考) 民間の直近の取得率:女性85.1%、男性13.97%

〇 また、2025 年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)を改正し、その期限を延長した上で、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCA サイクルの確立を法律上の仕組みとして位置付けるとともに、今後の次世代育成支援において重要なのは「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」であるという観点を明確化した上で、男性の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援、育児のための時間帯や勤務地への配慮等に関する行動が盛り込まれるようにする。あわせて、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。)における<u>育児休業取得率の開示制度の拡充</u>を検討し、これを踏まえて有価証券報告書における開示を進める。

給付面の対応

- 〇 さらに給付面の対応として、いわゆる「産後パパ育休」(最大 28 日間)を念頭に、出生後一定期間内に<u>両親ともに育児休業を取得</u>することを促進するため、給付率を現行の 67%(手取りで8割相当)から、<u>8割程度(手取りで10割相当)へと引き上げ</u>る。
- 〇 具体的には、両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、その期間の給付率を引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得について28日間(産後パパ育休期間と同じ期間)を限度に給付率を引き上げることとし、2025年度からの実施を目指して、検討を進める。
- 〇 男女ともに、職場への気兼ねなく育児休業を取得できるようにするため、現行の育児休業期間中の社会保険料の免除措置及び育児休業給付の非課税措置に加えて、育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置を大幅に強化する。その際、業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充や代替期間の長さに応じた支給額の増額を検討する。あわせて、「くるみん認定」の取得など、各企業

- の育児休業の取得状況等に応じた加算等を検討し、実施インセンティブの強化を図る。
- O あわせて、男性育体の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化する。

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ~利用しやすい柔軟な制度へ~

- 〇 育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女が共に希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築するとともに、好事例の紹介等の取組を進める。
- こどもが3歳になるまでの場合においては、現行の育児・介護休業法上、短時間勤務を措置することが事業主に義務付けられており、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整等が努力義務となっている。これらに加え、新たに、子育て期の有効な働き方の一つとして、テレワークも事業主の努力義務の対象に追加することを検討する。
- また、こどもが3歳以降小学校就学前までの場合においては、育児・介護休業法で、短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム制を含む出社・退社時刻の調整、休暇など柔軟な働き方について、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度<u>(「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」)の創設</u>を検討する。さらに、現在はこどもが3歳になるまで請求することができる残業免除(所定外労働の制限)について、対象となるこどもの年齢の引上げを検討する。
- あわせて、柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付(「育児時短就業給付(仮称)」)を創設する。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方に立って、引き続き、具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指す。その際には、女性のみが時短勤務を選択することで男女間のキャリア形成に差が生じることにならないよう、留意する。
- 上記の柔軟な働き方についても、男性育休促進と同様に、周囲の社員への応援手当 支給等の体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化と併せて推進する。
- 〇 また、こどもが病気の際などに休みにくい等の問題を踏まえ、病児保育の拡充と併

せて、こうした場合に休みやすい環境整備を検討する。具体的には、こどもが就学前の場合に年5日間⁹取得が認められる「<u>子の看護休暇</u>」について、こどもの世話を適切に行えるようにする観点から、対象となるこどもの年齢の引上げのほか、こどもの行事(入園式等)参加や、感染症に伴う学級閉鎖等にも活用できるように休暇取得事由の範囲を見直すとともに、取得促進に向けた支援についても検討する。

- また、仕事と育児の両立に取り組む労働者の心身の健康を守るため、企業における 勤務間インターバル制度の導入やストレスチェック制度の活用など、労働者の健康確 保のために事業主の配慮を促す仕組みを検討するとともに、選択的週休3日制度の普 及にも取り組む。
- 〇 こうした個々の制度の前提として、長時間労働の是正を始め、企業全体の働き方改革をより一層推進し、育児期の男女が共に職場からの帰宅後に育児や家事を行うことができるようにすることが重要である。このため、まずは、2024年度からの時間外労働の上限規制の全面施行に向け、法制度の周知を徹底し、必要な支援を実施するとともに、更なる長時間労働の是正に向けて、実効性を高めるための一層の取組を推進していく。このことは、家族介護や不妊治療など、様々な事情を抱える方々が、仕事との両立を可能とし、各自の能力を発揮することにもつながるものである。

(3) 多様な働き方と子育ての両立支援 ~多様な選択肢の確保~

- 〇 子育で期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間 20 時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進める。失業した場合に生計に支障を与えるような生計の一端を担う者を新たに適用対象とし、その範囲を制度に関わる者の手続や保険料負担も踏まえて設定する。また、その施行時期については適用対象者数 ¹⁰ や事業主の準備期間等を勘案して 2028 年度までを目途に施行する。
- <u>自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付</u>に相当する支援措置として、 国民年金の第 1 号被保険者について育児期間に係る<u>保険料免除措置を創設</u>すること とする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検 討を早急に進め、2026 年度までの実施を目指す。

⁹ 就学前のこどもが2人以上の場合は、年10日間。

¹⁰ 仮に週所定労働時間 10 時間以上まで適用拡大した場合は最大約 500 万人が、15 時間以上まで適用拡大した場合は最大約 300 万人が新規適用となると見込まれる。

4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

- こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- 〇 こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成するため、<u>優先案内や専門レーンを設置するなどの取組</u>が国立博物館など国の施設において今春にスタートしており、利用者のニーズを踏まえつつ、こうした取組を他の公共施設や民間施設にも広げていくとともに、公共インフラのこども向け現場見学機会の増加など、有意義な体験の場を提供する。
- 〇 また、鉄道やバスなどにおけるベビーカー使用者のためのフリースペース等の設置や 分かりやすい案内の促進とともに、公共交通機関等において、好産婦や乳幼児連れの方 を含め、配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力を啓発する取組を推進する。
- O さらに、本年5月には「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同する企業・個人・地方自 治体などに「<u>こどもまんなか応援サポーター</u>」となっていただき、「今日からできるこ と」を実践し、取り組んだ内容を自ら SNS などで発表する「こどもまんなか応援プロジェクト」の取組が始まっている。こうした取組に加え、子育て世帯を対象としたニーズ 調査も行いつつ、こども・子育てを応援する地域や企業の好事例を共有・横展開するな ど、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向けた国民運動を夏頃を 目途にスタートさせる。
- もとよりこうした意識改革は、少子化の危機的な状況、そして今のこどもを取り巻く状況や、子育て世帯の負担がいかに大きなものかということをより多くの方に理解していただくことによって、自然と周囲の協力が行われることが望ましい。社会の意識を変えていくことは簡単ではないが、大きな挑戦と捉え、様々な手法で国民的な議論を起こし、より多くの方の理解と行動を促していく。